## 安全保障関連法案の議決に強く抗議します

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 岩岡 宏保

9月19日未明、安全保障関連法案が参議院本会議で可決、成立してしまいました。

この法案は、それまで歴代の政府が集団的自衛権は違憲としてきた見解を変更したものです。また、憲法9条の解釈の限度を超える実質的な憲法改正に等しい行為であります。一つの内閣の判断で憲法解釈を覆そうとする行為は、明らかに国家権力を拘束するという立憲主義の考え方を逸脱するものであり、日本国憲法の最高法規性を踏みにじるものでもあり認めることができません。

圧倒的多数の憲法学者、弁護士、内閣法制局元長官、最高裁元長官も「憲法違反」と表明しました。また、直近のどの世論調査をみても、「今国会での成立に反対」は6割以上にのぼり、「説明が不十分」は8割以上になっています。そして、この法案の危険性を理解した老若男女の抗議と怒りの行動は、国会周辺はもちろん全国の津々浦々から巻き起こりました。

埼玉県生活協同組合連合会は、「平和とよりよき生活のために」という基本理念に基づいて、今国会で行われた安全保障関連法案の議決に強く抗議します。